

令和2年4月2日

保護者の皆様へ

四日市市教育委員会

教育活動の再開における学校の対応等について

平素は、本市の教育活動にご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、先日行われました国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を受け、現在の状況を踏まえ、4月6日（月）から学校における教育活動を再開する予定としております。学校再開につきましては、文部科学省及び三重県教育委員会の通知等に基づき、下記のとおり対応してまいりますので、ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。なお、この対応については4月2日時点の対応ですので、今後の状況に応じて変更の可能性もあることを申し添えます。

記

1 感染症対策について各ご家庭にお願いしたいこと

(1) 登校にあたっての留意点

- ・ 毎朝夕、自宅で検温と風邪症状の有無の確認を行ってください。健康観察表を4月6日にお渡ししますので、毎日記入し、登校後に担任へ提出してください。
- ・ 発熱（目安は37.5℃）などの風邪症状がある場合は、必ず自宅で休養させてください。
※上記のような理由で学校を休む場合は、「出席停止」となり、欠席にはなりません。
- ・ 登校後、お子さまに発熱等の症状が見られた場合は、別室で待機し、お迎えをお願いします。
- ・ 適切な環境保持のため、こまめな換気をおこないますので、寒いときに羽織れるような上着をご準備ください。
- ・ 飛沫を飛ばさないためにマスクを着用することは、感染拡大防止になります。学校生活においては、マスクの着用を原則とします。マスクについては、市販のものが品薄状態となっているため、手作りマスク等を用意してくださると助かります。準備が難しい場合は、学校へご相談ください。
- ・ 基礎疾患を有するお子さまの登校にあたっては、主治医の指示をうけてください。

(2) 日常生活での留意点

- ・ 基本的な感染症対策（流水と石けんによるこまめな手洗いや咳エチケット）については、学校でも指導しますので、ご家庭でも習慣づけをお願いします。
- ・ 外部の不特定多数の人との接触を避けるため、人が密集する場所への不要不急の外出を控えるようにしてください。
- ・ 規則正しい生活を送り、十分な睡眠と栄養バランスのとれた食事を心掛けてください。

2 学校での感染症拡大防止対策について

(1) 教室及び特別教室等における感染症対策等に関すること

- ・ 教室等では、こまめな換気を実施します。
- ・ 座席については、できる限り間隔をとった配置にします。
- ・ マスクの着用、咳エチケット等の指導を行ったうえで授業を進めます。
- ・ 体育館等、比較的広い場所での学習でも、密閉環境とならないようにするなど、教室と同様の配慮を行います。

- ・ 運動場での遊び等については、密集・密接にならない運動を指示するとともに、運動後は手洗いがいを徹底します。

(2) 学校給食に関すること

- ・ 給食の配食を行う児童生徒及び教職員の衛生チェックを適切に行います。また、給食当番はもとより、児童生徒や教職員の全員が、食事の前の手洗いを徹底します。
- ・ 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を行います。

(3) 学校行事及び学年行事の実施に関すること

- ・ 学校行事及び学年行事についても、密閉、密集、密接の3つの条件が重なることのないよう、感染拡大防止の対策を講じます。
- ・ 例年、行われている授業参観やPTA総会等の行事についても、学校・学年規模及び保護者等の参加状況を勘案し、感染拡大防止策や開催方式の工夫等の措置を講じます。それができない場合は延期する等の対応を行います。

(4) 部活動に関すること（中学校）

- ・ 部活動についても、教職員の指導のもと、密閉、密集、密接の3つの条件が重ならないよう対策を講じます。
- ・ 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用にあたっては、短時間の利用としたり一斉に利用したりしないよう指導します。
- ・ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないようにします。
- ・ 引き続き十分な警戒が必要なことから、当面の間は、活動は自校内で行い、対外試合、合同練習、演奏会は実施しません。

3 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への指導について

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことを通じて、感染者、濃厚接触者やその家族、対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じないように指導を行います。

※ この感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んでいる場合は「子ども人権110番（0120 - 007 - 110）」や「いじめ・体罰等相談窓口（059 - 354 - 8169）」などの相談窓口があります。

4 臨時休業に伴う未履修の学習内容の補充等について

- ・ 各学校の未履修となっている指導内容については、4月の前半に取り扱います。さらに学習する内容によっては、4月後半以降の学習内容に関連付けて指導することもあります。
- ・ 必要な授業時間の確保については、行事の精選、夏休み・冬休みの登校日の設定が考えられます。今後の状況にもよりますが、具体的な方法はできる限り早い時期にお知らせいたします。

なお、児童生徒または教職員に感染者が発生した場合については、臨時休業の必要性について、関係機関と協議の上、規模や期間について判断します。

また、同居のご家族等が、保健所等から自宅待機を指示された場合は、必ず学校へご連絡ください。

春休み中に旅行等にて海外に渡航した児童生徒につきましては、渡航先と期間について、学校までご連絡ください。